

○岡山県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年2月21日
広域連合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 短時間勤務会計年度任用職員の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 報酬の種類は、基本報酬、地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬及び休日勤務手当に相当する報酬とする。

(基本報酬)

第3条 月額で基本報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員の給与との権衡及び職務経験等を考慮して、別表（以下「会計年度任用職員給料表」という。）に掲げる額の中から任命権者が定める額に、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定めるその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。）とする。

(報酬の減額)

第4条 月額により報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員が当該職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第5条 勤務1時間当たりの報酬額は、月額により報酬を定められているものについては、報酬の月額に任用期間（法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間数に任用期間に係る勤務日数を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の端数処理)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(報酬の支給)

第7条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給については、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年条例第24号。以下「給与条例」という。）第7条から第9条までの規定の例による。

2 月額により報酬が定められている短時間勤務会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬とする。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給する以外るとき、又は月の月末まで支給する以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（地域手当に相当する報酬）

第8条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第12条の規定により地域手当の支給を受ける職員の例により、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する地域手当に相当する報酬は、それぞれの基本報酬の額に給与条例第12条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当に相当する報酬）

第9条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第17条の規定により時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の規定により時間外勤務に係る報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、第5条の規定による。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第10条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第18条の規定により休日勤務手当の支給を受ける職員の例により、休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の規定により休日勤務に係る報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額は、第5条の規定による。

（通勤に係る費用弁償）

第11条 短時間勤務会計年度任用職員が給与条例第14条1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給については、別に規則で定めるものを除き、給与条例第14条第2項から第7項までの規定の例による。

3 前項の規定による費用の弁償額は報酬の支給日に併せて行う。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第12条 短時間勤務会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第12号）の例による。

（期末手当）

第13条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第22条第1項、同条第2項及び

第5項、第23条並びに第24条の規定の例により、期末手当を支給する。

- 2 前項の規定に基づく期末手当の支給にあたり、給与条例第22条第2項に規定する期末手当基礎額は、同条第1項に規定する基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）において、短時間勤務会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額とする。

（委任）

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則（平成19年規則第22号）の規定に準じるほか、広域連合長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本広域連合の非常勤職員として勤務し、報酬を受けていた者が、施行日以後引き続き同種の業務を行う本広域連合の短時間勤務会計年度任用職員として勤務する場合において、当該職員に係る基本報酬月額が、施行日の前日において当該職員に適用される報酬月額に達しないこととなる者（広域連合長が別に定める者を除く。）には、令和5年3月31日までの間、給料月額又は基本報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附 則（令和7年2月19日広域連合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中給与条例第23条第3号及び第4号並びに第24条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びに前項ただし書の規定によるこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の給与条例第24条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

ア 行政職1類

	月額（円）
1	231,100
2	232,800
3	234,600

イ 行政職2類

	月額（円）
1	266,400
2	267,700
3	268,300

ウ 医療職

	月額（円）
1	277,300
2	279,200
3	281,000